



平成 27 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 ティーライフ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 植田 伸司  
(東証第二部 コード番号: 3172)  
問 合 せ 先 専務取締役 鈴木 守  
(TEL. 0547-46-3459)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 10 月 23 日開催予定の第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の既存事業の多様化や当社物流センターの稼働に伴う新規事業の参入を可能とするため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 29 条及び第 38 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 10 月 23 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 10 月 23 日 (予定)

以 上

(別紙)

変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売 (2) 健康食品、食料品および冷凍食品の販売 (3) サプリメント、栄養補助食品の製造および販売 (4) 幼児用品、日用雑貨、寝具等の販売 (5) 化粧品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の販売 (6) 通信販売業 (7) 卸売業 (新設) (8) 前各号に付帯または関連する一切の事業	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売 (2) 健康食品、食料品および冷凍食品の <u>製造および販売</u> (3) サプリメント、栄養補助食品の製造および販売 (4) 幼児用品、日用雑貨、寝具等の <u>製造および販売</u> (5) 化粧品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の <u>製造および販売</u> (6) 通信販売業 (7) 卸売業 (8) <u>不動産賃貸事業</u> (9) 前各号に付帯または関連する一切の事業
第3条～第16条 (条文省略)	第3条～第16条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第17条～第28条 (条文省略)	第17条～第28条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第30条～第37条 (条文省略)	第30条～第37条 (現行どおり)
(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査役の責任免除) 第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第39条～第45条 (条文省略)	第39条～第45条 (条文省略)

以 上